

★ 大分市で新規で児童手当を申請する方

❖ 基本の書類

青字は様式があります

該当ケース（例）	手続き	必要なもの
① 他市区町村から大分市に転入したとき	認定請求書 (新たに児童手当を受給するための手続き)	(1)届出者(窓口に来る方)の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) (2)請求者名義の普通預金通帳 (3)請求者の健康保険証または年金加入証明書 (4)請求者と配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード ※(3)は申請時点で3歳未満の児童を養育している場合のみ ※通知カードは氏名、住所等の記載事項が住基登録と一致している場合に限り利用可能です。また、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認するため、(4)の書類は省略可能です。
② 第1子が生まれたとき		
③ 婚姻などにより新たに児童を養育することとなったとき		
④ 父母が離婚調停(協議)中で別居している場合で、児童と同居している方に受給者交代するとき		
⑤ 父母が離婚し、別居している場合で、児童と同居している方に受給者交代するとき		
⑥ 現受給者が単身で国外に転出し、大分市に住民登録がある配偶者に受給者交代するとき		
⑦ 現受給者が刑務所等に収監(未決拘留も含む。)されたことにより受給者交代するとき		
⑧ 現受給者が児童を遺棄または行方不明、もしくは生死不明のため、受給者交代するとき		
⑨ 現受給者の死亡のため、受給者交代するとき		
⑩ DVに伴い避難したとき		
⑪ 児童が施設を退所したとき		
⑫ 公務員を退職したとき		
⑬ 配偶者の所得が「所得限度額以上 所得上限額未満」となったことにより、受給者交代を要するとき		
⑭ 所得上限限度額以上となり受給資格が消滅となったあと、再び所得上限限度額を下回り、手当を受給できるようになったとき		
⑮ 未成年後見人となったとき		
⑯ 父母指定者となったとき		

※上記以外にも、児童手当を受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

【重要】

- ・事実発生日(転出予定日、誕生日、児童を養育し始めた日等)の翌日から15日以内に手続きをしてください。請求が遅れた場合、遅れた月分の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。書類が全てそろっていない場合も請求を受け付けることができます。
- ・公務員の方(法人等へ派遣されている方や職員団体の専従職員を除く。)は勤務先で手続きを行ってください。

つづく

❖ 追加が必要となる書類（ケースごとに異なります）

青字は様式があります

該当ケース（例）	追加に必要なもの
請求者または受給者が児童と別居している場合	<p>●別居監護申立書</p> <p>●児童のマイナンバーカードまたは通知カード</p> <p>※児童のマイナンバーカードまたは通知カードは児童が大分市外に住民登録がある場合のみ必要です。（通知カードは氏名、住所等の記載事項が住基登録と一致している場合に限り利用可能です。）</p> <p>ただし、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認しますので、マイナンバーカード等は省略できます。</p>
現受給者が亡くなり、未支払の手当がある場合	<p>●未支払請求書</p> <p>●支給対象児童（中学生まで）名義の普通預金通帳</p>
父母が離婚協議（調停）中で別居している場合で、児童と同居している方に受給者交代する場合	<p>(1) 住民票上も父母が別世帯となっている場合</p> <p>●申立書（離婚協議（調停）中による受給者交代用）</p> <p>●離婚調停（協議）中と確認できる書類（①または②）</p> <p>①離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）、家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）、調停不成立証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）、公的機関から発行された書類（離婚裁判にかかる控訴上の副本）、弁護士など第三者により作成された書類（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況にかかる報告書 等</p> <p>②申立書（離婚協議中であることの申立）</p> <p>※配偶者直筆、配偶者の本人確認書類（運転免許証等）が必要</p> <p>(2) 住民票上は父母が同世帯になっている場合</p> <p>I. 配偶者が住民票と異なる住所地にいる場合</p> <p>●上記(1)と同様の書類＋市から配偶者へ居住状況確認（電話等）</p> <p>II. 請求者、児童が住民票と異なる住所地にいる場合</p> <p>●上記(1)と同様の書類</p> <p>●居住実態が確認できる書類（①②両方）</p> <p>①請求者の居住実態を確認できる書類</p> <p>例）公共料金の請求書（領収書）、賃貸借契約書の写し、その他請求者宛ての郵便物 等</p> <p>②児童の居住実態を確認できる書類</p> <p>例）賃貸借契約書（児童氏名のあるもの）の写し、その他児童宛ての郵便物 等</p> <p>※(2)の場合、父母の別居等が確認できない場合は、受給者交代はできません。</p> <p>※離婚調停（協議）中であることが確認できる書類がない方は、市から、現受給者（配偶者）へ事実確認（離婚協議中で別居）及び受給資格消滅についての意思確認を行い、受給者交代の了承が得られるまでは、交代できません。</p>

つづく

❖ 追加で必要となる書類（ケースごとに異なります）

青字は様式があります

該当ケース（例）	追加で必要なもの
<p>父母が離婚し、別居している場合で、児童と同居している方に受給者交代する場合</p>	<p>(1) 住民票上も父母が別世帯となっている場合 ● 申立書（離婚による受給者交代用）</p> <p>(2) 住民票上は父母が同世帯になっている場合 I. 配偶者が住民票と異なる住所地にいる場合 ● 上記(1)と同様の書類+市から配偶者へ居住状況確認(電話等)</p> <p>II. 請求者、児童が住民票と異なる住所地にいる場合 ● 上記(1)と同様の書類 ● 居住実態が確認できる書類（①②両方） ① 請求者の居住実態を確認できる書類 例) 公共料金の請求書（領収書）、賃貸借契約書の写し、その他請求者宛ての郵便物 等 ② 児童の居住実態を確認できる書類 例) 賃貸借契約書（児童氏名のあるもの）の写し、その他児童宛ての郵便物 等</p> <p>※(2)の場合、父母の別居等が確認できない場合は、受給者交代はできません。</p>
<p>DV 避難者の方が請求する場合</p>	<p>● 申立書（不開示設定対象者用） ● 入所証明書 ● 請求者及び児童の健康保険証（加害者の扶養に入っていないもの） ● 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 ● 裁判所発行の保護命令が出ていることが確認できる書類 ● 公的機関が発行する証明書</p> <p>※状況に応じて必要書類が異なりますのでお尋ねください。</p>
<p>請求者が父母以外（祖父母、養子縁組を予定している方 等）の場合</p>	<p>● 養育申立書</p>
<p>主計者（配偶者）が国外滞在中の場合または現受給者のみ国外転出し受給者交代する場合</p>	<p>● 申立書 【例文】 夫（妻）〇〇は、現在、国外（国名）に滞在中（または〇年〇月〇日海外（国名）へ転出予定）のため、私が代わって児童手当の請求をします。</p>
<p>国外からの帰国者（父母両方または片方いずれの場合も）で、日本で所得の確認ができない場合</p>	<p>● 申立書 【例文】 私と配偶者〇〇は1月1日現在国外（国名）に居住していたため、日本で所得の申告をしていません。</p>
<p>請求者が外国人で住基上の続柄が「縁故者」となっている場合</p>	<p>● 申立書 【例文】 子□□は私と妻（夫）〇〇の子で間違いありません。 ● 在留カードやパスポートの写し（父母子全員分）</p>

つづく

❖ 追加で必要となる書類（ケースごとに異なります）

青字は様式があります

該当ケース（例）	追加で必要なもの
配偶者等（現受給者）が刑務所に入所している（した）場合	<p>● 申立書 【例文】夫（妻）〇〇は、現在刑務所に入所中であり、子〇〇の監護は一切私がしているため、児童手当の請求をします。</p> <p>● 在所証明等、刑務所に入所していることが確認できる書類</p>
配偶者等（現受給者）が児童を遺棄または行方不明、もしくは生死不明の場合	<p>● 申立書 【例文】〇年〇月〇日頃、配偶者〇〇の行方がわからなくなり、一切連絡もないため、〇月〇日に〇〇警察署に行方不明届を提出しました。現在も連絡が取れず、子〇〇の監護は一切私がしているため、児童手当の請求をします。</p> <p>● 児童を遺棄したことが確認できる書類（置き手紙）、行方不明（行方不明者届等）や生死不明（海難事故の証明書等）を確認できる書類</p> <p>※行方不明、生死不明の場合は認定までに時間を要します（状況が変わる可能性があるため）</p> <p>※受給者交代の場合の現受給者の資格消滅時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童遺棄の場合…遺棄した時点 ・行方不明となった場合…1年間なんら連絡がないまま経過したときは、家を出た時点あるいは音信不通となった時点に遡る ・生死不明の場合…死亡の原因となるべき危機に遭遇した場合でその後3ヶ月生死が明らかでないときは、船舶が沈没したとき、またはそのほかの危難が去った時点に遡る
離婚後 300 日以内に出生（児童の住民票がない場合）の場合	<p>● 申立書 【例文】子□□は離婚後 300 日以内に出生した子のため、出生届が提出できず、住民票はありませんが、現在、住所〇〇にて同居しており、母である私が一切監護しています。</p> <p>● 出生証明書</p>
離婚後、父（母）子を監護（児童手当を受給）していたが、子が母（父）の世帯へ転居し、今後は母（父）が子の監護をすることになった場合	<p>● 申立書 【例文】〇年〇月〇日付で離婚し、元配偶者〇〇が子△△の監護をしていましたが、〇年〇月〇日付で子△△と同居となり、現在は私が監護しています。</p> <p>※住民票の異動が確認できない場合は受給者交代不可。</p>
父母が同じ所得区分の場合で、より所得が高い方に受給者交代する場合	<p>● 申立書 【例文】これまで父（母）〇〇が受給していましたが、母（父）△△の所得の方が高くなったため受給者交代します。</p> <p>※現受給者に受給者交代の了承確認ができるまで交代できません。</p>
請求者が未成年後見人の場合	<p>● 申立書（未成年後見人）</p> <p>● 未成年後見人の記載がある戸籍謄本</p>
請求者が父母指定者の場合	<p>● 父母指定者指定届</p> <p>● 父母の国外居住状況がわかる書類（戸籍の附票 等）</p>
児童が国外に留学している場合	<p>● 児童手当等に係る海外留学に関する申立書</p> <p>● 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書 等）</p> <p>● 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票、国内の学校における在学証明書 等）</p> <p>● 翻訳書 ※書類が外国語で記載されている場合</p>

※上記以外にも添付書類等が必要となる場合があります。